

令和6年能登半島地震により被災し、耐震性が低下した木造住宅の耐震化を支援します。

1 対象

現行の木造既存建築物耐震改修工事費等補助金では、昭和56年5月31日以前に工事が着手された木造住宅が対象でしたが、今回の住宅耐震化事業は地震で被災し、罹災証明（一部損壊以上）が発行された木造住宅も対象になります。
※昭和56年6月1日以降に建築された住宅も可能です。

2 対象事業

- (1) 住宅の「耐震診断」
- (2) 住宅の「耐震設計」
- (3) 住宅の「耐震改修、傾斜修復」または「建替え」

- ※耐震改修 ・耐震診断により上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする改修工事
- ※傾斜修復 ・耐震診断により「倒壊の危険がある」と判定されたものをジャッキアップ等により建物を起こす工事
- ※建替え ・住宅で公費の解体の支援を受けたものは、建替え補助の対象になりません
・建替え後の住宅は省エネ基準を満たすこと

3 補助額

- (1) 耐震診断：費用の3分の2に相当する額以内とし、上限の額は12万円
- (2) 耐震設計：費用の3分の2に相当する額以内とし、上限の額は20万円
- (3) 耐震改修、傾斜修復または建替え：定額補助200万円（上限）

※傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化事業」の対象となっていますが、併用はできません。いずれかの制度を選択することになります。

対象イメージ

